

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 令和7年度第4回会議
開催日時	令和8年1月20日(火) 午後2時から午後3時10分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	<p>(審議会委員) 米田会長、山田委員※、市川委員、玉記委員、吉田委員※</p> <p>(事務局) 柴原企画部長、門倉企画政策課長、利根川企画政策課経営改革係長、望月企画政策課経営改革係主査、菊地企画政策課経営改革係主査、五十嵐企画政策課経営改革係主任、井村企画政策課経営改革係主事 和田環境政策課長、三城環境政策課環境係主査、鈴木環境政策課環境係主事 ※リモートでの参加</p>
議題	<p>1 エコプラザ西東京施設使用料の適正化について(諮問)</p> <p>2 エコプラザ西東京施設使用料の適正化について(審議)</p> <p>3 その他</p>
会議資料の名称	<p>資料1 エコプラザ西東京施設使用料について</p> <p>資料2 エコプラザ西東京 使用料原価計算書(令和6年度決算)</p> <p>資料3 エコプラザ西東京の施設使用料算出表</p> <p>資料4 市内施設類似施設との比較(エコプラザ西東京)</p> <p>資料5 近隣自治体類似施設の使用料</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>開会 会長より開会の挨拶</p> <p>○事務局： 会議の進行の説明</p> <p>○会長： 傍聴要領に基づき、傍聴人の入室を認める。</p> <p><u>議題1 エコプラザ西東京施設使用料について(諮問)</u> 企画部長から米田会長へ諮問</p> <p><u>議題2 エコプラザ西東京施設使用料について(審議)</u> 事務局より資料1、資料2、資料3、資料4、資料5について説明</p> <p>○委員： 多目的スペースの利用率が高いが、多目的スペースと講座室の利用率の差の要因は何か。また、利用率に大きな差があることについて、どのように評価しているか。</p>	

○事務局：

多目的スペースは、エコプラザ西東京での講座イベントの主な開催場所となっている。一方、講座室は多目的スペースに比べて狭く、同等の面積の市内類似施設がほかにあることから利用者が分散していると考えられ、結果として利用率に差が生じているものと評価している。

○委員：

料金ではなく他施設への需要分散が、講座室の利用率の低さの原因なのであれば、原則として原価計算に基づいた受益者負担を求めるべきと考える。

○委員：

行政利用とは、どのような目的での利用か。

○事務局：

期日前投票や各種講座、会議、研修の会場等として利用されている。このうち、各種講座は年間約 50 回実施している。

○委員：

行政利用が全体の 7 割から 8 割程度を占めているという状況は理解した。基本方針で定めた受益者負担割合の適正範囲を新たに超えた場合に見直しを行うというルールがあったと思うが、適正範囲を超えたタイミングはいつだったのか。

○事務局：

前回定期見直しを行った令和 5 年度時点ですでに適正範囲を超えており、料金改定が妥当との答申を令和 6 年 1 月 30 日にいただいたが、「エネルギー・食料品価格等の物価高騰による市民生活への影響を考慮し、料金改定の時期や段階的な料金改定に配慮されたい。また、施設の利用率を維持・向上させるため、利用の促進に向けて取組を図られたい」との附帯意見を踏まえ、料金改定は行っていなかった。

○委員：

原価計算結果と使用料が乖離している状況において、その差分コストは施設を利用していない市民の税負担により補われることとなる。受益者負担の原則の趣旨は、一定割合を受益者に負担いただくことで平等性を担保することである。物価高騰を理由とした据え置きは、利用者へのみ焦点が当たっており、市民全体に対する説明として苦しいと感じる。

○委員：

利用率が伸び悩んでいることから、据え置きしたいという方向性は理解できる。しかし、エコプラザ西東京の設置目的から考えると、行政利用率が高いという現状に疑問を感じる。本来は登録団体数が増加することが望ましいと思うが、実際はやや減少しており、利用の促進が図られていないことが懸念される。利用率が低迷していることを考慮して値上げしないということであれば、利用率改善や環境学習活動の促進の取組を併せて考える必要があると思う。

○委員：

登録団体からは据え置きに強い要望があるということであれば、据え置きも理解できる。しかし、使用料の適正化の視点から考えると、長期間の乖離による影響も懸念される。登録団体の利用状況はどのようになっているか。

○事務局：

登録団体数は年々減少しているものの、登録団体による利用率については多目的スペース、講座室ともに令和5年度から令和6年度にかけて増加している。また、利用者懇談会を定期的に設置し、市と登録団体で意見交換を行うとともに、団体運営に関する課題解決に向けソフト面で協力する等、顔が見える関係づくりに取り組んでいる。

○委員：

据え置きの場合、今後の料金改定時期の見通しはあるか。

○事務局：

利用者懇談会において、適正価格と乖離が生じている状況については説明している。現状に対して一定の改善が必要であることについて、引き続き説明を行う。

○委員：

物価高騰による市民生活への影響は理解しているが、激変緩和措置は、こうした料金改定の際にクッションとして働くために存在している。激変緩和措置の仕組みを市民に対して丁寧に説明し、値上げに対する理解を求めるべきである。また、減価償却費を除いた年間4,000万円のコストが適正かどうかについての言及や説明はなかったが、コストを下げることで使用料の据え置きを維持する方法もあると思う。

○委員：

エコプラザ西東京は、市民が何か利益を得るための施設ではなく、教育施設的な面があることを踏まえると、低廉な料金でもよいのではないかと考える。行政利用の際の使用料はどのくらいか。

○事務局：

行政利用は無料である。

○委員：

単純な原価計算結果だけではなく、環境学習を提供する施設であるという特性を踏まえた議論があってもよいのかもしれない。啓発目的の行政利用が増加するような促進計画を併せて提示するのが望ましいと思う。

○委員：

据え置きする場合も、今後利用促進のためにどのような取組を行うのかを併せて議論すべきである。

○会長：

無料である行政利用の利用数や利用率は考慮しなくてよいのではないかと考える。本来適切に徴収すべきところをどのように徴収するかであると考えている。

○事務局：

御指摘のとおり、本審議会では、有料利用分の中で審議する。

○会長：

近隣自治体の料金を考慮した料金案など、激変緩和措置を適用した料金以外の提案はあるか。

○委員：

現行の料金は市内類似施設や近隣自治体の類似施設と比べて同等又は比較的低廉であるため、原価計算から算出した適正料金に激変緩和措置を適用した料金以外の料金案の根拠にはなり得ない。

○事務局：

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」に則れば、激変緩和措置を適用した料金への改定が望ましいと考える。

○委員：

施設を利用する市民だけでなく、利用しない市民のことを考慮すると、激変緩和措置を適用した料金に帰着せざるを得ないと考える。

○委員：

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」に沿うことが原則であるという認識である。

○会長：

エコプラザ西東京施設使用料については、原価計算結果に激変緩和措置を適用した金額へ改めることが妥当と考えるがいかがか。

(異議なし)

○会長：

異議ないようであるため、審議会での審議を終結する。答申については、案文を作成し、委員の皆様にご確認いただいた上で確定するというところでよろしいか。

(異議なし)

○会長：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただきます。
そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題3 その他

○会長：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回の審議会については、令和8年4月頃を予定している。

○会長：

了解した。ほかになれば、これで令和7年度第4回審議会を終了する。

(以上)